

○別枠速見地域広域市町村圏事務組合清掃 センターの設置及び管理に関する条例施 行規則

(昭和55年5月1日
規則第2号)

改正 平成16年4月12日 規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、別枠速見地域広域市町村圏事務組合清掃センターの設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第5号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、その実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用時間及び休日)

第2条 別枠速見地域広域市町村圏事務組合藤ヶ谷清掃センター（以下「清掃センター」という。）の施設の使用時間及び休日は、次のとおりとする。

(1) 使用時間

施 設		使 用 時 間
清掃 セン ター	ごみ焼却処理施設	8時30分から17時まで
	粗大ごみ処理施設	9時から15時まで

(2) ごみ焼却処理施設の休日

- ア 日曜日（年末年始の日に当たる日を除く。）
- イ 年末年始の日（12月29日から翌年1月3日まで）
- ウ 施設の点検、整備等の日

(3) 粗大ごみ処理施設の休日

- ア 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日（これらの日が年末年始の日に当たるときは、この日を除く。）
- イ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）の日
- ウ 施設の点検、整備等の日

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により必要があると認めるときは、管理者は使用時間及び休日を変更することができる。

(別枠速見地域広域市町村圏事務組合清掃センターの設置及び管理に関する条例施行規則)

(使用者の義務)

第3条 使用者は係員の指示に従い施設の清潔保持に努めなければならない。

(使用料の減免)

第4条 条例第8条第3項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、藤ヶ谷清掃センター使用料減免申請書(第1号様式)を提出しなければならない。

2 前項の減免の基準は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他の災害を受け、支払能力がないと認められる者
- (2) 前号のほか、管理者が特に減免の必要があると認める者

(使用料の還付)

第5条 条例第8条第4項の規定により還付を受けようとする者は、清掃センター使用料還付申請書(第2号様式)を提出しなければならない。

附 則

この規則は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月12日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年4月12日規則第1号)		(各款目) 使用料 1
この規則は、公布の日から施行する。		給 費 課 金 2
		特 別 費 3
		付 加 費 4
		由 理 費 5
<p>家賃</p> <p>委託料 賃借料 酒税 火災 償 償 費 管 理 費 善 後 費</p>		
<p>費 用</p>		
<p>付 加 料 1 (給 費 課 金 給 付) 付 加 料 2</p>		宝 貴 物 質 費
<p>種 別 別 の 給 付 額 課 金 予 算 額 料 用 費 宝 貴 物 質 費</p>		付 加 料
		由 理 費 外

〔別枠速広二二〕

